

県民会館条例（昭和48年岩手県条例第12号）第6条第3項の規定により、岩手県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 ホール及びホール以外の室を使用する場合にあっては、表1及び表2に掲げる額を合算した額（附属の設備を使用する場合にあっては、当該合算した額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 駐車場を使用する場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成30年4月1日

表1 ホールの利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
		円	円	円	円	円	円		
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	26,740	38,980	52,350	65,720	91,330	118,070	
		その他の日	23,040	34,040	41,350	57,080	75,390	98,430	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	37,040	56,260	69,120	93,300	125,380	162,420	
		その他の日	31,970	46,010	57,560	77,980	103,570	135,540	
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	51,030	69,580	89,610	120,610	159,190	210,220	
		その他の日	40,280	58,950	72,410	99,230	131,360	171,640	
	3,000円以上5,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	64,300	90,600	115,400	154,900	206,000	270,300	
		その他の日	52,580	75,910	96,400	128,490	172,310	224,890	
	5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	78,750	115,280	143,550	194,030	258,830	337,580	
		その他の日	66,160	94,790	119,730	160,950	214,520	280,680	
	中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	11,520	18,310	20,780	29,830	39,090	50,610
			その他の日	10,080	13,890	18,310	23,970	32,200	42,280
500円未満の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	13,390	21,820	26,890	35,210	48,710	62,100	
		その他の日	12,100	19,220	22,900	31,320	42,120	54,220	
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	15,270	23,990	29,420	39,260	53,410	68,680	
		その他の日	12,670	21,500	25,340	34,170	46,840	59,510	
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	20,360	27,650	36,530	48,010	64,180	84,540	
		その他の日	16,660	24,930	29,250	41,590	54,180	70,840	
2,000円以上の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	21,970	29,250	37,890	51,220	67,140	89,110	
		その他の日	16,660	26,170	30,730	42,830	56,900	73,560	

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場

料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（6の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 8 大ホールにおいて1階客席部のみを使用して催しを行う場合は、この表に定める利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 9 大ホール及び中ホールにおいて、専ら練習のために使用する場合であって、その使用する日の3か月前の日以後に申請があったものであるときは、県民会館でその練習に係る催しを行う場合にあっては5により算出した利用料金の額の50パーセントに相当する額とし、県民会館以外で当該催しを行う場合にあっては5により算出した利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 10 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 ホール以外の室の利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
第1展示室	入場料を徴収しない場合	円 2,080	円 3,160	円 3,770	円 5,240	円 6,930	円 9,010
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,270	4,980	5,940	8,250	10,920	14,190
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,570	6,940	8,300	11,510	15,240	19,810
第2展示室	入場料を徴収しない場合	6,570	9,620	11,930	16,190	21,550	28,120
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	10,350	15,150	18,790	25,500	33,940	44,290
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	14,450	21,160	26,250	35,610	47,410	61,860
第1会議室	2,490	3,360	4,230	5,850	7,590	10,080	
第2会議室	3,070	4,390	5,260	7,460	9,650	12,720	
第3会議室	2,040	2,490	2,760	4,530	5,250	7,290	
第4会議室	1,750	2,340	2,610	4,090	4,950	6,700	
第5会議室	2,040	2,610	3,210	4,650	5,820	7,860	
講師控室	380	510	510	890	1,020	1,400	
第1和室	1,380	2,340	3,070	3,720	5,410	6,790	
第2和室	1,380	2,340	3,070	3,720	5,410	6,790	
特別室	1,290	1,710	1,960	3,000	3,670	4,960	
ミーティングルーム	2,480	3,320	3,800	5,800	7,120	9,600	
リハーサル室	2,490	3,360	4,230	5,850	7,590	10,080	
大ホール用	第1楽屋	1,750	2,490	3,070	4,240	5,560	7,310
	第2楽屋	1,200	2,040	2,190	3,240	4,230	5,430

	第3楽屋	510	690	910	1,200	1,600	2,110
	第4楽屋	510	690	910	1,200	1,600	2,110
中ホール用	第1楽屋	450	510	620	960	1,130	1,580
	第2楽屋	1,070	1,380	1,750	2,450	3,130	4,200
	第3楽屋	690	910	1,070	1,600	1,980	2,670
第1主催者控室		380	690	690	1,070	1,380	1,760
第2主催者控室		380	690	690	1,070	1,380	1,760
第3主催者控室		380	690	690	1,070	1,380	1,760
第4主催者控室		380	690	690	1,070	1,380	1,760
第1シャワー室		450	450	450			
第2シャワー室		450	450	450			
第3シャワー室		450	450	450			
第4シャワー室		450	450	450			
第1浴室		1,070	1,070	1,070			
第2浴室		1,070	1,070	1,070			

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 6 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（5の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表3 附属の設備の利用料金

区分		単位	利用料金 (1回につき)	備考	
舞台 設備	大ホール	オーケストラピット	1基	円 3,400	
		舞台せり上げ装置	1基	910	
		花道スッポン	1基	910	
		仮設花道	1式	1,700	
		仮設脇花道	1式	1,700	
		仮設大臣囲い	1式	2,560	
		松羽目・竹羽目	1式	1,700	

		浅黄幕	1 式	720		
		しゃ幕	1 枚	720		
		演壇	1 式	580		
		スクリーン	1 張	1,260		
		音響反射板	1 式	6,710	天反ライトを含む。	
	中ホール	回り舞台	1 式	2,560		
		仮設花道	1 式	910		
		仮設大臣囲い	1 式	1,700		
		松羽目・竹羽目	1 式	1,330		
		浅黄幕	1 式	430		
		しゃ幕	1 枚	430		
		演壇	1 式	350		
		スクリーン	1 張	1,020		
		音響反射板	1 式	3,400	天反ライトを含む。	
	大ホール・中 ホール共通	地がすり	1 枚	910		
		リノリウム	1 枚	910		
		所作台	1 枚	290		
		金びょうぶ	1 双	1,210		
		銀びょうぶ	1 双	1,210		
		白びょうぶ	1 双	1,210		
		毛せん	1 枚	130		
		長座布団	1 枚	130		
		上敷ござ	1 枚	350		
		大太鼓	1 台	580		
		そで囲い	1 式	910		
		振り落とし装置	1 式	230		
		めくり台	1 台	80		
		姿見	1 台	720		
		指揮台	1 式	340		
		譜面台	1 式	80		
		譜面灯	1 灯	80		
		平台	1 枚	130		
		箱足	1 台	80		
		開き足	1 脚	80		
		舞台用いす	1 脚	80		
		長机	1 台	130		
		コントラバス用いす	1 脚	130		
		黒板	1 式	130		
照明		大ホール	フットライト	1 列	720	

設備

	ボーダーライト		1 列	910	
	サスペンションライト		1 列	1, 210	
	アッパーホリゾントライト		1 列	1, 260	
	ロアーホリゾントライト		1 列	1, 520	
	トーメンタルライト		1 組	230	1 組 4 台
	フロントライト		1 組	1, 210	1 組 8 台
	シーリングライト		1 列	2, 300	
	センタークセノンピンスポットライト		1 台	1, 700	
	クセノンピンスポットライト		1 台	1, 210	
	コンダクタースポットライト		1 台	230	
中ホール	フットライト		1 列	580	
	ボーダーライト		1 列	720	
	サスペンションライト		1 列	910	
	アッパーホリゾントライト		1 列	1, 260	
	ロアーホリゾントライト		1 列	500	
	フロントライト		1 組	970	1 組 8 台
	シーリングライト		1 式	1, 090	
	センタークセノンピンスポットライト		1 台	1, 210	
大ホール・中 ホール共通	スポットライト	大	1 台	290	
		小	1 台	130	
	フットスポットライト		1 台	130	
	花道フットライト		1 列	860	
	ストリップライト	大	1 台	280	
		小	1 台	120	
	エフェクトマシン		1 台	720	
	ダブルマシン		1 台	720	
	リップルマシン		1 台	720	
	オーバーヘッドマシン		1 台	720	
	オーロラマシン		1 台	580	
	ファイヤーマシン		1 台	580	
	ミラーボール		1 台	580	
	星球		1 式	1, 260	
	スポック		1 台	130	
	ピンカッタースポットライト		1 台	720	
	シールドビームライト		1 台	410	
	エアクラフトライト		1 式	1, 700	1 式 4 台
	フィルムマシン		1 台	720	
	ストロボ		1 式	810	
コンセプトマシン		1 式	1, 830		

		スライドキャリアマスク	1台	610	
		ハイクオリティーカッターライト	1台	720	
		カラーチェンジャー	1台	310	
音響 設備	大ホール	拡声装置	1式	3,400	マイク1本付き
	中ホール	拡声装置	1式	1,830	マイク1本付き
	大ホール・中 ホール共通	レコードプレーヤー	1台	910	
		コンソール型テープレコーダー	1台	1,400	
		ポータブル型テープレコーダー	1台	910	
		カセット式テープレコーダー	1台	910	
		デジタル式レコーダー	1台	910	
		16チャンネル・マルチトラックテープレコーダー	1台	1,140	
		ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	1,400	電池を含む。
		ステージスピーカー	1台	720	
		コンデンサー型マイクロホン	1本	720	
		ダイナミック型マイクロホン	1本	580	
		移動型ミキサー卓	1台	3,190	
		残響付加装置	1台	1,520	
		グラフィック・イコライザー	1台	250	
		デジタル・ディレイ	1台	140	
		コンプレッサー・リミッター	1台	340	
		ノイズ・ゲート	1台	410	
		16対マルチ・ケーブル	1式	130	コンセントボックス1台付き
		8対マルチ・ケーブル	1式	70	コンセントボックス1台付き
		床上型マイクスタンド	1台	90	
		ブーム型マイクスタンド	1台	70	
		卓上型マイクスタンド	1台	70	
		ダイレクト・ボックス	1台	70	
	3点つり式マイク昇降装置	1基	720		
	エレベーター式マイク昇降装置	1基	720		
	コンパクト・ディスクプレーヤー	1台	910		
	はね返りスピーカー	1台	670		
	第1会議室	拡声装置	1式	1,020	マイク付き
	第2会議室	拡声装置	1式	1,020	マイク付き
ピアノ	大ホール・中 ホール共通	スタインウェイピアノ	1台	11,630	製造番号512505
		スタインウェイピアノ	1台	10,000	製造番号429069
		ヤマハピアノ	1台	5,000	
		カワイピアノ	1台	2,560	
	リハーサル室	ヤマハピアノ	1台	2,560	

映写機等	大ホール	35mm映写機	1台	5,850	
		16mm映写機	1台	2,920	
	中ホール	16mm映写機	1台	2,560	
	大ホール・中ホール共通	16mm映写機	1台	1,700	可搬型スクリーン付き
		8mm映写機	1台	910	可搬型スクリーン付き
		エルモスライド映写機	1台	5,710	可搬型スクリーン付き
		マスタースライド映写機	1台	910	可搬型スクリーン付き
		エルモオーバーヘッドプロジェクター	1台	1,830	可搬型スクリーン付き
		液晶ビデオ映写装置	1式	2,830	
	全会議室共通	スクールゼム・ベルハウエルオーバーヘッドプロジェクター	1台	910	可搬型スクリーン付き
液晶ビデオ映写装置		1式	2,830	スクリーン付き	
その他	テレビ中継設備			8,280	
	ラジオ中継設備			5,000	
	持込機器		1kWにつき	230	
	可搬型テープレコーダー		1台	910	
	彫塑台		1台	80	
	工芸品展示台		1台	80	
	パーテーションベース		1本	80	
	スポットライト		1台	80	
	長机		1台	130	
	いす		1脚	80	
	コインロッカー		1台	100	

表4 駐車場の利用料金

区分	利用料金
乗車定員が30人以上の乗合自動車	駐車時間1時間までごとに750円
その他の4輪以上の自動車	駐車時間が、3時間20分以内の場合は駐車時間20分までごとに100円、3時間20分を超え8時間以内の場合は1,000円、8時間を超え11時間20分以内の場合は1,000円に駐車時間20分までごとに100円を加算した額、11時間20分を超え16時間以内の場合は2,000円、16時間を超え19時間20分以内の場合は2,000円に駐車時間20分までごとに100円を加算した額、19時間20分を超え24時間以内の場合は3,000円

備考 その他の4輪以上の自動車の駐車時間が24時間を超える場合の利用料金は、3,000円にこの表のその他の4輪以上の自動車の利用料金の例により算定した額を加算した額とする。